

公立大学法人広島市立大学運営調整会議規程

平成22年4月1日

規 程 第 8 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第11条第2項の規定に基づき、運営調整会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営調整会議は、次に掲げる事項に関する連絡調整を行うものとする。

- (1) 内部統制システムの整備及び運用の推進に関する事項
- (2) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (3) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (4) 人事の方針に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法人の運営に関し理事長が必要と認める事項

(構成)

第3条 運営調整会議は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長が指名する理事
- (3) 学部長・研究科長
- (4) 広島平和研究所長
- (5) 理事長が指名する理事長補佐

(議事)

第4条 運営調整会議に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、運営調整会議を主宰する。

3 運営調整会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(職務代理)

第5条 議長に事故があるときは、第3条第2号の委員のうちから理事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の運営調整会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営調整会議に関する事務は、事務局企画室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営調整会議の運営等に関し必要な事項は、運営調整会議が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。